

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

三重国民年金 事案 925 (事案 760 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 57 年 7 月まで
③ 平成 6 年 4 月から 9 年 2 月まで

申立期間については、納付記録の訂正を認められなかったが、申立期間①については、当時、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことは間違いなく、私のみ未納となっていることは考えられず、また、申立期間②については、集金により保険料を納付しており、夫婦とも未納であるから認められないとの理由は納得できない。申立期間③については、A 市で毎年、自ら免除申請手続きを行っていたので、申請免除期間として認められないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①については、当時、申立人が住民登録を有していた B 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿に、不在被保険者である旨記載されていること等を理由として、ii) 申立期間②及び申立期間③については、当時、申立人と一緒に保険料を納付していたと考えられる申立人の後妻も未納となっていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人に申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等について改めて聴取したところ、申立期間①について、申立人の当時の生活状況等についての説明は具体的であり、「C 社を退職後、自宅で仕事をしていたため、自宅に集金人が訪れた際に、妻が夫婦二人分の国民年金保険料

を納付していたことを明確に記憶している。」とする供述も不自然ではない上、事実、申立人は、昭和 38 年 2 月 1 日に C 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、当時 B 市では集金による徴収が行われていたことや、申立期間①について、申立人の前妻は保険料を納付済みであることを踏まえると、申立期間①については、保険料を納付していたものと考えてのが妥当である。

一方、申立期間②に係る国民年金保険料の納付及び申立期間③に係る保険料の免除申請の状況についても、申立人に聴取したものの、当該期間に係る申立人の供述は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月及び同年 9 月
② 昭和 54 年 2 月から 55 年 2 月まで
③ 昭和 60 年 8 月から同年 10 月まで

申立期間①について、昭和 40 年 8 月に A 市での勤務を辞めて B 市に戻り、同年 10 月に C 社に入社したが、その間 2 か月分の国民年金保険料は、市役所の担当窓口で手続きし、納付した。

申立期間②について、C 社を退職したため、市役所の担当窓口で国民年金の手続きを行い、保険料は納付書で毎月納付していた。

申立期間③について、昭和 60 年 8 月まで勤めていた会社を退職後、D 社に就職したが、同社の厚生年金保険に加入するまでの 3 か月については、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 11 月に払い出されているが、その時点で、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金には任意加入となり、任意加入対象期間については加入手続きを行った時点から遡及して被保険者資格を取得することはできないところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市の国民年金被保険者名簿共に、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は同年 11 月 11 日となっており、申立期間①及び②は未加入期間となっている上、申立期間①及び②について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②のいずれの期間も年金手帳を受け取らずに国民年金保険料を納付したとしており、不自然である上、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに保険料の納付金額等の記憶は曖昧あいまいであると考えられるほか、申立期間②について、申立人が、同時に加入手続を行ったとする申立人の夫も、国民年金に加入した形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、昭和 56 年 11 月の国民年金加入手続の際に受け取った年金手帳の「国民年金の記録」欄に、申立期間①及び②が国民年金の加入期間として記載されているとも主張しているが、当該記録欄は、記載されている期間について国民年金保険料を納付したことを示すものではない上、オンライン記録等によると、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であるところ、仮に、同年 11 月の時点で、当該記載がなされたことにより申立期間①及び②が国民年金の加入期間として取り扱われた可能性を想定しても、その時点では、申立期間①の全部及び②の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

このほか、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間③については、国民年金保険料の納付を行った経緯についての申立人の説明は具体的である上、申立人には昭和 56 年 11 月に既に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間③については当該記号番号により国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられること、及び申立期間③について、その夫は国民年金に加入し保険料を納付していることなどを踏まえると、申立人の申立期間③についても保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を42年2月から同年8月までは2万2,000円、同年9月から43年3月までは2万4,000円、同年4月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から45年4月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から45年5月1日まで

私は、昭和41年4月に夜間高校に入学し、翌42年2月から45年12月までA事業所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票により、A事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、「私は、申立人の紹介でA事業所に入社したが、申立人は私が入社する相当前から当該事業所に勤務していた。私の厚生年金保険の記録に間違いは無い。」との供述があった。

また、申立人が記憶している申立期間におけるA事業所の上司に照会したところ、「申立人は当該事業所に4、5年間勤めていたと思う。私は、社会保険手続等の事務をしており、社員は入社すると同時に皆、厚生年金保険に加入させ、保険料は給与から控除していたので、申立人もそのようにしていたはずである。」との供述があった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立て及び同僚の記録並びに申立人のA事業所における昭和45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から判断して、昭和42年2月から同年8月までは2万2,000円、同年9月から43年3月までは2万4,000円、同年4月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から45年4月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、昭和42年2月から45年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和35年3月7日にA社へ入社し、平成4年4月20日まで勤務していた。この間の昭和52年10月1日にB社に転籍したが、A社を退職したわけではないので、給料も毎月会社から支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の在籍証明書、辞令及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務（昭和52年10月1日に同社からB社へ移籍）していたことが確認できる。

また、A社とB社の両事業所において厚生年金保険被保険者記録がある同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）7人のうち、6人について被保険者期間に未加入期間が無いことが確認できる上、申立期間当時にA社の経理を担当していた同僚は「社員であれば皆社会保険料を控除している。申立人の給与から保険料を控除しなかった月はありません。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和52年8月の社会保険事務所（当時）の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険記録の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 52 年 9 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月から17年8月まで
申立期間に係る標準報酬月額が17万円となっているが、実際の給与が170万円だったため記録と相違しているのを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、同事業所は報酬月額を170万円と記入しているにもかかわらず、社会保険事務所は標準報酬月額を17万円と誤って決定していることが確認できる。

また、A事業所から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人の申立期間当時の給料額は当時の標準報酬月額の最高等級である62万円より高額である上、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間について、事業主は62万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出たと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から9年3月31日まで
年金事務所から確認調査を受けた際、申立期間について標準報酬月額が引き下げられていることを知った。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する47万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月31日）の後の平成9年5月19日付けで、8年5月から9年2月までの標準報酬月額を28万円に遡及^{そきゅう}して減額されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人と同日の平成9年3月31日に資格喪失した被保険者5人の標準報酬月額についても、申立人と同様に同年5月19日付けで遡及^{そきゅう}して減額されている上、そのうち2人は給与明細書等の提出により、社会保険事務所において当該期間に係る標準報酬月額の訂正処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要と認められる。

三重国民年金 事案 927

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 55 年 2 月まで

昭和 54 年 1 月末に勤務先が休業となり失業した。職業安定所で相談したところ、資格を取るため職業訓練校に行くよう勧められた。職業訓練校に行く前に、職業安定所で保険や年金の説明を聞き、国民年金の免除申請の書類を市役所に提出した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及び申立人の妻は、申立人の妻が、自身の国民年金の加入手続と同時に申立人の加入手続も行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 10 月に任意加入により払い出されたものであることから、申立人の加入手続は同年 10 月ごろに行われたものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないほか、申立人の妻も、申立期間について国民年金に加入した形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間は平成 10 年 2 月に国民年金の加入期間として追加されたものである上、申立人が所持する年金手帳及び市の申立人に係る国民年金被保険者名簿共に最初の資格取得年月日は昭和 59 年 10 月 5 日となっていることから、平成 10 年 2 月に追加処理が行われるまでは、申立期間は未加入期間であったものと考えられる。

さらに、申立人は、前述の年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無いとしている上、申立期間当時、国民年金保険料の免除申請手続は、年度が替わる都度行わなければならないため、申立期間について免除申請をする場合、免除申請手続を 2 回行う必要があるが、申立人及びその妻共に、免除申請手続を 2 回行った記憶は無いとするなど、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を免除申請していたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 928

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から48年12月まで

昭和49年1月ごろにA市に戻った際、市役所に勤務していた父親が私の国民年金の加入手続を行い、20歳までさかのぼって一括して国民年金保険料を納めた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親も他界しているため、保険料納付等の状況が不明である。

また、申立人は、昭和49年1月ごろに、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳の時点まで遡^{そきゅう}及して国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年2月に払い出されており、市の国民年金被保険者名簿の国民年金手帳交付年月日欄に「49. 1. 23」の押印があることから、申立人の父親は、同年1月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び市の国民年金被保険者名簿いずれも、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は同年1月1日となっており、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立人の父親から受け取ったとする国民年金手帳においても、国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和49年1月1日となっており、オンライン記録等と一致している上、当該年金手帳の昭和48年度の印紙検認記録欄をみると、48年4月から同年12月までについて、未加入期間で

あることを示す「×」印が記載されていることなどを踏まえると、申立人の父親は、申立人の国民年金加入手続を行った際に、49年1月から国民年金被保険者資格を取得したものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで
昭和47年12月末で退職し、48年1月から国民年金に加入した。それ以降、国民年金保険料は夫の分と併せて集金により納付していた。申立期間について、夫が納付済みであるのに、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和48年1月に国民年金の加入手続を行い、それ以降、夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、50年8月ごろに払い出されたものとみられる上、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、48年1月から同年3月までの期間については第2回特例納付により、同年7月から50年3月までの期間については過年度納付により、いずれも同年9月1日に納付されていることが確認できることから、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、上記の納付状況から判断すると、申立人は、昭和50年8月ごろに国民年金の加入手続を行い、その時点で、さかのぼって納付することが可能な自身の国民年金保険料を一括納付したものと推認されるが、申立期間は第2回特例納付の納付対象期間ではなく、時効により過年度納付もできない期間であることから、申立期間については、保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 930

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
大学卒業後、自分で国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料は納付書で納めていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人に聴取しても、国民年金の加入手続を行った時期についての記憶は曖昧である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 9 月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、申立人は、保険料を遡及して納付した記憶は無いとしているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、所持している年金手帳に記載された「国民年金の被保険者となった日」が昭和 61 年 4 月 1 日となっているため、そのころ国民年金の加入手続を行ったのではないかともしているが、当該日付は、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、被保険者資格を取得した日が記載されるものであることから、申立人が同日に加入手続を行ったことや、同日から保険料を納付したことを示すものではない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで
② 昭和 47 年 5 月 20 日から 49 年 6 月 1 日まで

申立期間①について、年金記録では申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、脱退手当金を受け取った覚えが無い。

申立期間②について、年金記録ではA社に昭和 44 年 11 月 1 日から 49 年 5 月 21 日まで、B社に同年 6 月 1 日から 51 年 4 月 1 日までとなっているが、A社には 47 年 5 月 20 日まで勤務し、B社には同年 6 月 1 日から勤務した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 43 年 6 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から「当該事業所以前に勤務したC社について脱退手当金を受給したが、当該事業所においては脱退手当金を受給した記憶が無い。」と聴取したが、申立人のC社における厚生年金保険被保険者期間は昭和 38 年 5 月 6 日から同年 10 月 1 日までの 5 か月であり、脱退手当金の受給資格を満たしておらず、脱退手当金を受給することはできない上、当該事業所について

脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、A社から提出された申立人の退職願及び退職発令の稟議書によれば、申立人の退職日は昭和49年5月20日となっており、これは同社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録によれば、B社は昭和48年4月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、47年6月1日から48年4月9日までは厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人はオンライン記録によると、昭和44年11月1日から49年5月21日まではA社、同年6月1日から51年4月1日までB社において厚生年金保険被保険者期間となっていることが確認できる上、申立人に係る雇用保険の記録は、A社において49年5月20日離職、B社において同年6月1日資格取得となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1291

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間について、私が保管している給与支給明細書における給与総額とオンライン記録の標準報酬月額が相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人及びA社から提出された申立期間における給与支給明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成 14 年 4 月を除き、社会保険事務所（当時）に届けられた標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、当該給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額とすべて一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1292

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に平成 5 年 9 月 1 日から 6 年 7 月 31 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録は 10 か月となっている。厚生年金保険料は 11 か月分控除されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の平成 6 年 7 月分給料明細書によると、厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できる

しかし、A社の事業主は「社会保険料の控除は翌月である。資格取得月に保険料を控除しているのであれば、申立人に返す。」と供述していることから、平成 6 年 7 月分給料から控除された厚生年金保険料は同年 6 月分であると推認される。

また、申立人の雇用保険の離職日が平成 6 年 7 月 30 日と確認できる上、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、末日喪失の同僚から、「事業主から、末日退職にすると事業所が社会保険料の半分を負担することになるので、休暇に入る前の 12 月 30 日で退職するように言われたが、1 か月分多く保険料が控除されていたため、事業所へ余分に控除されていることを説明し、返してもらった。」との供述があった。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされて

いることから、申立人の資格喪失日は、平成6年7月31日であり、同年7月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

加えて、平成6年7月31日は日曜日であり、A社については、日曜日が休業日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間の勤務実態は確認できず、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで

私はA社（現在は、B社）に入社して以来、毎年定期昇給しており一度も給与の減額は無かったが、ねんきん定期便では、昭和 46 年 9 月に 10 万円だった標準報酬月額が同年 10 月から 47 年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月から 48 年 7 月までは 9 万 8,000 円となっている。申立期間における年金記録を調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 45 年 9 月の随時改定において 10 万円であるにもかかわらず、その後の 46 年 10 月の定時決定では 9 万 2,000 円に、さらに 47 年 10 月の定時決定では 9 万 8,000 円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、給与が毎年昇給していた時期であったため納得できないとして申し立てている。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

また、申立人は、A社では毎年定期昇給があったとしているが、複数の同僚の標準報酬月額については、申立期間を含む一定の期間において、直前の随時改定又は定時決定よりも低額となっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、B社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため、不明

である。」との回答があり、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年2月8日まで
申立期間は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間におけるA社の同僚であると主張している二人のうち、連絡先の判明した一人に照会したところ、申立人のことは覚えていないものの、勤務内容に関する供述が申立人の供述と類似していることから、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により連絡先の判明したA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、これらの同僚のうち一人は、「入社してすぐに厚生年金保険に加入することができたのは職人だけであり、職人でなければ臨時工扱いとなり、入社して3、4か月後に正社員となるまで厚生年金保険に加入することはできなかった。」と供述していることから、A社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1295 (事案 668 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで
保険料の滞納は一度も無かったが、認められなかったので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の複数の元従業員が、会社が倒産する2年ぐらい前から経営状態はあまり良くなかった旨供述している上、同事業所の社会保険関係事務を行っていたとする社会保険労務士は、同事業所が倒産する以前から社会保険料の滞納が相当額あった旨供述していること、当該社会保険労務士は、当該事業所の役員の標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の手続は自身が行い、そのことは代表取締役である申立人に伝えていた旨供述している上、申立人は、社会保険に関しては当該社会保険労務士に任せており、会社の印鑑も預けていた旨供述をしていること等を踏まえると、申立人の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、当該事業所の代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難く、当該行為の責任は免れないものと考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 12 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料、情報を提出することなく、「保険料の滞納は一度も無かったと何度か伝えたが、従業員及び社会保険労務士の言葉をすべて信用しているように思う。再度調査をしてほしい。」と主張しているため、新たに複数の元従業員から聴取したが、新たな情報は得られなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1296 (事案 667 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 9 年 11 月 30 日まで
保険料は最後まで滞ることなく間違いなく納めていた。新しい証拠や情報は無いが、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の複数の従業員が、会社が倒産する2年ぐらい前から経営状態はあまり良くなかった旨供述している上、同事業所の社会保険関係事務を行っていたとする社会保険労務士は、同事業所が倒産する以前から社会保険料の滞納が相当額あった旨供述していること、当該社会保険労務士は、当該事業所の役員の標準報酬月額の遡及訂正の手続は自身が行い、そのことは代表取締役である申立人の夫に伝えていた旨供述している上、申立人の夫は、社会保険に関しては当該社会保険労務士に任せており、会社の印鑑も預けていた旨供述をしていること、申立人は、当該事業所の経理は申立人自身が行っており、当該社会保険労務士との連絡も申立人自身が行っていた旨供述している等ことから、申立人は当該事業所の経営に関して代表取締役である申立人の夫と一緒にやって行ったものと考えられ、これらのことを踏まえると、申立人の標準報酬月額の遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、当該事業所の取締役であった申立人が関与していなかったとは考え難く、当該行為の責任は免れないものと考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 12 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料、情報を提出することなく、「資金繰りが苦しくなって報酬を下げたり、リストラしたり、給料を遅配したことは一度も無い上、保険料は滞ることなく間違い無く納めていた。再度調査をしてほし

い。」と主張しているため、新たに複数の元従業員から聴取したが、新たな情報は得られなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。